



あおぞら



開催
報告

キャッシュレス社会をかしこく生きよう ～デジタル社会と電子マネー～

令和6年1月17日 伊万里市民センター10時～12時



伊万里市消費生活センター消費生活相談員 大木千絵美さん

消費生活センターとは
消費者と事業者の間の 契約トラブル=消費者トラブルの相談窓口
(消費者安全法という法律に基づいて設置されています)
※市町で決められているため有田町在住の場合は有田町の消費生活センターへ相談することになっています。

伊万里市役所1階 市民相談室内

【新規相談受付時間】

月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで

※土日祝は県の管轄である消費生活センターが開いています。

伊万里・有田くみかつスタッフ主催で開催された出前講座に参加して頂いた22名の皆様ありがとうございました。令和に入りデジタル社会が進む中、新型コロナウイルス流行もあり私たちの生活に欠かせない物の一つになりつつあるキャッシュレス社会。でも始めようとする種類も多くなかなか難しいものです。大木相談員にわかりやすくお話しして頂きました！

主なキャッシュレス手段

- 電子マネー / プリペイドカード**
様々な会社が独自に発行している電子的なお金で、主にスーパー、コンビニ、改札機でタッチしてお金を払える。カードタイプのほかに、携帯電話やスマートフォンで使えるタイプがある。
- デビットカード**
お買い物や食事代のお支払いで提示すると、代金が銀行の口座から即時に引き落とされるカードのこと。
- クレジットカード**
お店などでの買い物に使うと、その場で現金を支払うことなく商品やサービスを受け取ることができ、後でお金の請求が来る(後払い)カードのこと。代金の請求は一括で支払うか、分割払いやボーナス払いなどがある。
- スマートフォン**
スマートフォンに、クレジットカード、電子マネー、銀行口座などを登録し、お店などでお金を払うときに使える。例えば、スマートフォンをタッチする、あるいはバーコードやQRコードを使って支払うことができる。

一般社団法人キャッシュレス推進協議会



あなたはどのキャッシュレス手段をお使いですか？
きちんと内容を把握されていますか？

お支払い方法の種類

前払い(プリペイド)	即時払い(デビット)	後払い(ポストペイ)
<p>①カードやスマートフォンに前もって入金(チャージ) ②店の機械で読み取って支払い</p> <p>電子マネー、プリペイドカードなど</p>	<p>店の機械でカードを読み取り、自分の銀行口座から即座に支払い</p> <p>デビットカードなど</p>	<p>①店の代金はカード会社が立て替える ②買ひ物の分だけ、後からカード会社に払う</p> <p>クレジットカードなど</p>

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

不正利用に備える

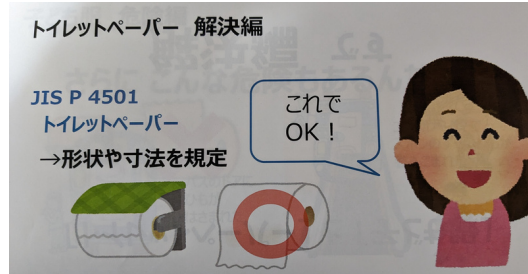
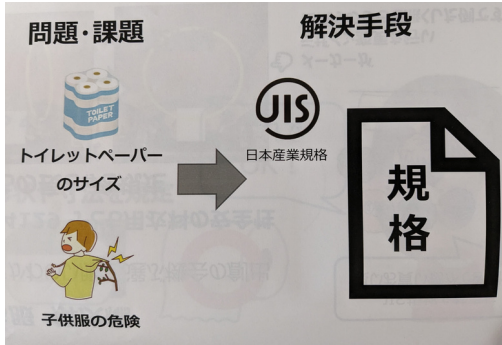
- 推測されやすいパスワードは避ける
- IDや暗証番号の管理には細心の注意を
- 一度に高額な現金チャージをしない
- クレジットカードの限度額は極力下げておく
- 不審なメールSMSは無視をする

加入会社からの請求をこまめに確認したり、自分が管理できる枚数(クレジットカードだと2枚くらい)や方法を考え、不正利用に備えることも大切です！

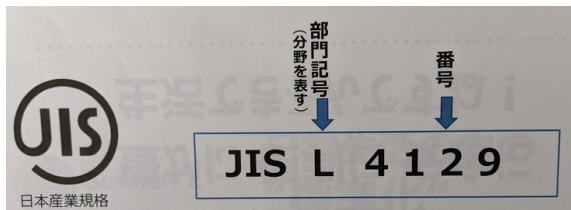


消費者視点で『標準化』を考えよう

『標準化』とは…日常生活で製品やの規格・内容がマチマチで不都合を感じることはありませんか？
もし、乾電池やトイレットペーパーの性状がバラバラだったらとても不便で安全上も問題です。そうならないために一定の取り決めによって統一基準が決められることを『標準化』と言います。



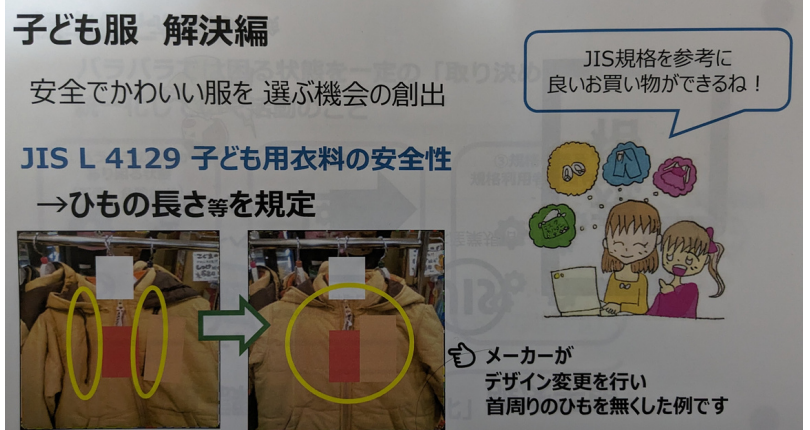
うちのホルダーに入らないてことはありませんよね!!



滑り台のわくにフードのひもが引かなかった
垂れ下がったひもが自転車のタイヤに巻き込まれた
バスのドアにひもがはさまれた。
エスカレーターでズボンのすそのひもが巻き込まれた



日本産業規格は国が定める企画
= 国家規格
JISは全部で10,944規格(令和5年3月末現在)



『規格』と『法律』って何が違うの？

規格には強制力はありません

ただし、規格が法律に引用されると強制力がうまれます

例 ライターの安全仕様はJISでさだめられている
JIS基準に適合していない使い捨てライターは、販売が禁止されます（消費生活用製品安全法）

☆皆さんに知ってるようで知らない『標準化』について、お伝えしたくて取り上げてみました。